

京都市上下水道局告示第28号

京都市指定下水道工事業者規程第3条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第31条第1項第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

平成21年9月11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 新規指定業者

(1) 指定業者名

京都市西京区牛ヶ瀬南ノ口町25番地2

株式会社 大水道松本管工

代表取締役 松本 茂樹

(2) 指定期間

平成21年9月11日から平成23年3月31日まで

2 廃止届出業者名

(1) 京都市西京区牛ヶ瀬南ノ口町25番地2

大水道松本管工

松本 茂樹

(2) 廃止届出年月日

平成21年8月20日

(上下水道局下水道部管理課)